

社会福祉法等改正法の一部を改正する法律案の廃止案を求める意見書（案）

~~政府は、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤を確立するとして、第 221 回特別国会において社会福祉法等改正法の一部を改正する法律案成立したを提出し審議が進んでいる。~~

中でも介護保険制度は、日常生活を送る上で助けが必要になった時に必要なサービスを保障して、全国の介護を必要とする本人や家族を支える重要な社会基盤である制度であるが、今回の改正法案には、制度の根幹を揺るがしかねない内容が盛り込まれている。

それは今、訪問介護事業所がゼロか、残り 1 か所しかない自治体が、全国の自治体の 4 分の 1 に迫る介護崩壊という現状となっている。にもかかわらず改正法案では、人口減少地域の介護サービスの人員基準を緩めたり、要介護 5 の重度の人まで保険給付から外して、自治体による安上がりな事業に置き換えることで制度崩壊の危機を糊塗しようとしている。

改正法案では、中山間地や人口減少地域を対象に特定地域サービスを新設するとしている。訪問介護など在宅サービスや特養ホームなどの人員配置基準（管理者や専門職の常勤・専従要件、夜勤要件）が緩和される。また訪問介護や通所介護の介護報酬は、1 回毎の出来高払いから特定地域サービスでは、月単位の定額制も導入するとしている。

さらに改正案では、要介護 1 から要介護 5 の在宅介護サービスを保険給付から外し、自治体の事業（地域支援事業）に移すことが可能な仕組みも盛り込んでいる。

財源は介護保険ではあるが、必要に応じて提供される保険給付ではないため、事業費の枠内でのサービスに質も量も切り縮められ、人員配置基準は規定がないなど、車椅子や寝たきりの中・重度の人まで保険給付が受けられなくなるという重大な事態が危惧される。

人口は減少しても、要介護認定率が高まる 80 歳以上人口は増えていく市町村が少なからずある。実態を精査し介護事業所の充実を図る施策こそ必要であり、介護事業所の人員基準が緩和されれば、介護職員は減ることになり、現行サービスを維持するだけでも職員の負担は増加するだけで、新規の受け入れもできなくなる。

その上さらに改正案には、住宅型有料老人ホームに新型ケアマネジメントを創設し、有料化することも盛り込まれている。地域だけでなく、在宅の居住形態によってサービス基準や利用料負担が異なるのは、介護保険制度の基本原則である給付の平等性、公平性を損なう。

このように今回の改正法案は介護保険の根幹である要介護認定者が保険給付

を受ける権利を損なうもので、契約違反と言わざるを得ない。

よって、国及び政府においては、社会福祉法等改正法の一部を改正する法律案を廃止案にすることを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

イラン戦争の長期化による物価高騰・物不足から抜本的に国民の暮らしを守ることを求める意見書（案）

アメリカとイスラエルによるイラン戦争とホルムズ海峡封鎖の影響が長期化を引き続けていることから、市民の暮らしと営業の危機がますます深まっている。急激な物価高騰と物不足は、個人や個別事業所などの努力で太刀打ちできるものではない。

物は足りているとする政府の見方と現実がかけ離れており、街角景気の代表的指標とされる景気ウォッチャー（内閣府）の4月調査でも全国の事業者からは深刻な声が寄せられた。建設業界からは「資材価格の高騰や納入できない品物が出て工事が止まりそうだ」とか、食品製造業界からは「ナフサの供給が逼迫しているため、今月から資材の入手困難で、商品の製造ができなくなりそうだ」などの声がある。

まずは戦争を終わらせるため、政府は外交努力を尽くす必要があるが、同時に市場任せ、個別の対応に留まらない大胆な手立てが急がれる。

去る6月5日に成立した国の2026年度補正予算は、一般会計歳出総額は3兆1,135億円であり、中東情勢の影響長期化に伴う原油価格高騰などへの対応として、2兆5,000億円の中東情勢等対応予備費を創設することを柱としている。LPガス利用者支援などのために重点支援地方交付金1,000億円も計上した。しかし電気・ガス代、ガソリン代の対策が中心とされている。

物価高騰・物不足はエネルギー、石油由来製品に留まらない。暮らしに関わる分野全体を支援する必要がある。消費税を全ての品目で5%に引き下げる減税は、最も有効な物価対策である。実行に移す議論を直ちに進めるべきである。

また低所得者を守るため、生活保護費、児童扶養手当など福祉給付を臨時的に引き上げる改定は欠かせない。年金の臨時改定や奨学金の金利負担の軽減なども必要である。

医療、福祉、農漁業、交通をはじめ市民生活に直結する分野、公共性の高い重要分野に石油製品が優先して供給されるよう、緊急法制の整備が必要である。医療機関や介護・福祉事業所の経営を守るため、診療報酬・介護報酬の臨時改定も求められる。そして医療や介護現場に欠かせない資材を確保するため、需要の把握、メーカーへの指導、災害用備蓄の放出など、国があらゆる手を打つのは当然である。

企業倒産は12年ぶりの多さを更新し、その約8割が負債1億円未満の小規模倒産である。中小企業と雇用を支える特別の支援が重要で、とりわけ資金繰り支援は一刻の猶予もなく、特別融資制度の創設が有効である。

よって、国及び政府においては、イラン戦争の長期化による物価高騰・物不足

から抜本的に国民の暮らしを守る対策に早急に取り組むことを強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。